

2026年1月30日

当行の預金口座を
お持ちのお客さまへ

株式会社福島銀行

**未利用口座管理手数料にかかる通知書発送
および総合口座取引規程改定のお知らせ**

日頃より福島銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、2024年2月1日に新設された未利用口座管理手数料について、本手数料の対象となるお客さまへ、2026年2月1日以降順次通知書を発送いたします。
通知書発送後3ヶ月を経過してもお客さまの口座のご利用を確認できない場合は、該当口座より1,320円（税込）の本手数料を引落しいたします。また、口座残高が本手数料に満たない場合は、残高全額を引落しのうえ、口座を解約いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

なお、**日頃ご利用いただいている口座については未利用口座に該当いたしません**ので、本手数料をいただくことはありません。今後とも引き続きご利用くださいますようお願い申しあげます。

※「未利用口座管理手数料にかかる通知書」は未利用口座となった初年度のみお送りします。

※未利用口座管理手数料について詳しくは[こちら](#)をご参照ください。

【未利用口座管理手数料についてのお問い合わせ先】
お取引店までお問い合わせください

【総合口座取引規程の改定について】

併せて、2026年3月2日から、以下のとおり総合口座取引規程を改定（下線部が追加・改定の部分）いたします。

なお、本規程は、すでに総合口座をご利用のお客さまにも適用されます。

改定前	改定後
6. 預金利息の支払い (1) (省略) (2) (省略) <新設>	6. 預金利息の支払い (1) (省略) (2) (省略) (3) <u>第16条第1項の未利用口座に該当する場合は、同条第2項の未利用口座管理手数料の引落しを行う日に、その前日までの利息を、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に入金します。</u>
<新設>	<u>16. 未利用口座管理手数料</u> (1) <u>普通預金口座（総合口座、決済用普通預金も含む。）は、当行が定める一定期間に利息組入れ以外の預入、払戻（本手数料の引落しを除く。）がない場合には、未利用口座となります。</u> (2) <u>未利用口座となった場合には、当行はこの預金口座から払戻請求等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。</u> (3) <u>一旦引落しになり、当行が受領した未利用口座管理手数料については返却いたしません。</u> (4) <u>第2項により解約された口座の再利用はできません。</u>
<u>16.～22.（条項番号のみ 変更のため省略）</u>	<u>17.～23.（条項番号のみ変更のため省略）</u>

以上